

「伴走支援型特別保証制度」の変更について

令和5年1月10日(保証申込受付分)から、「伴走支援型特別保証制度」の対象者要件等を次のとおり変更するとともに、取扱期間を令和6年3月31日まで延長いたしましたので、ご確認ください。

【対象者要件】

1.セーフティネット保証4号の認定を受けた方

<主な変更点>

・新型コロナウイルス感染症に係る認定以外の認定も対象となりました

ご利用いただける方	セーフティネット保証4号の認定を受けた方
責任共有制度	対象外
保証料率 保証料補助	0.85% (経営者保証免除対応適用時 1.05%) ※いずれの場合も国からの保証料補助があり、実質負担は0.20%です。
提出書類	・セーフティネット保証4号の認定書 ・経営行動計画書 ・経営者保証免除対応確認書 (経営者保証免除対応適用時のみ)

2.セーフティネット保証5号の認定を受けた方

<主な変更点>

・売上高減少の要因に加え、原油等の仕入れ価格高騰を要因とする5号認定も対象となりました

・売上高減少率15%以上の要件が撤廃されました

ご利用いただける方	セーフティネット保証5号の認定を受けた方
責任共有制度	対象 ※責任共有対象外の既往借入金を、同借入金の範囲内の額で借り換える場合は責任共有対象外
保証料率 保証料補助	0.85% (経営者保証免除対応適用時 1.05%) ※いずれの場合も国からの保証料補助があり、実質負担は0.20%です。
提出書類	・セーフティネット保証5号の認定書 ・経営行動計画書 ・経営者保証免除対応確認書 (経営者保証免除対応適用時のみ)

3.上記いずれの認定も受けていない方

<主な変更点>

・売上高の減少に加え、売上高総利益率及び売上高営業利益率の減少も要件に追加されました

・各要件の減少率が15%から5%に引き下げられました

ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している ③ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している ④ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している ⑤ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している																																								
責任共有制度	対象 ※責任共有対象外の既往借入金を、同借入金の範囲内の額で借り換える場合は責任共有対象外																																								
保証料率 保証料補助 実質負担	中小企業者の経営状況に応じ、以下の1～9の保証料率が適用されます。 <table border="1" data-bbox="399 1769 1340 1881"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>実質負担</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> ※責任共有対象外及び経営者保証免除対応適用時は、上記と異なる保証料率が適用されますが、実質負担は変わりません。	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	補助	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	実質負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																
補助	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																
実質負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																
提出書類	・上記①～⑦における比較項目(売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率)に対応する要件確認書 ・経営行動計画書 ・経営者保証免除対応確認書 (経営者保証免除対応適用時のみ)																																								

【借換ルール】

1. セーフティネット保証5号または一般保証での借換えにおける変更点

セーフティネット保証5号または一般保証での借換えについては、既往借入金の内容に関わらず、すべてのケースにおいて責任共有対象(80%保証)での取り扱いとしておりましたが、変更後は、責任共有対象外(100%保証)を既往借入金の残高の範囲内で借換える場合に限り、責任共有対象外(100%保証)にて取り扱うこととなりました。

(例)

<令和3年1月融資実行>

・セーフティネット保証4号
 ・責任共有:対象外(100%保証)
 ・融資金額:1,000万円(残高:850万円)



<今回借換>

・セーフティネット保証5号
 ・融資金額:850万円(同額借換)
 ・責任共有:対象外(100%保証)

従来は**対象**
での取り扱い

2. セーフティネット保証4号での借換えにおける変更点

セーフティネット保証4号での借換えについては、既往借入金が責任共有対象外(100%保証)の場合のみ借換えを可としておりましたが、変更後は、危機指定期間(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に保証申込および融資実行されたセーフティネット保証5号に限り借換えが可能となりました。

(例)

<令和2年8月融資実行>

・セーフティネット保証5号
 ・責任共有:対象(80%保証)
 ・融資金額:500万円(残高:500万円)



<今回借換>

・セーフティネット保証4号
 ・融資金額:500万円(同額借換)
 ・責任共有:対象外(100%保証)

従来は**借換不可**

(参考)借換可否整理表

既往借入金 (借換元)	借換内容		今回の対象者要件別 借換可否表		
			SN4号	SN5号	一般保証
責任共有対象	真水あり		×	○ (責任共有対象)	○ (責任共有対象)
	真水なし (同額以下)	危機指定期間中の5号以外	×	○ (責任共有対象)	○ (責任共有対象)
		危機指定期間中の5号	○ (責任共有対象外) ※上記2のケース		
責任共有対象外	真水あり		○ (責任共有対象外)	○ (責任共有対象)	○ (責任共有対象)
	真水なし (同額以下)		○ (責任共有対象外)	○ (責任共有対象外) ※上記1のケース	○ (責任共有対象外) ※上記1のケース

【専用様式】

今回の変更に伴い、専用様式である「経営行動計画書」が改訂されました。また、対象者要件の追加に伴い、新たに「売上高総利益率減少要件確認書(※1)」及び「売上高営業利益率減少要件確認書(※2)」が制定されました。

令和5年1月10日以降の保証申込においては、変更後の様式が必要となりますのでご注意ください。

(変更前の様式にてお申込みいただいた場合、差し替えが必要となります)

※1 左記「対象者要件3②～④」に該当する場合にご提出ください

※2 左記「対象者要件3⑤～⑦」に該当する場合にご提出ください

変更後の様式は当協会ホームページにも掲載しております。



ダウンロードはこちら